

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/06/04 号 (No. 636)

=====

【ジェトロ北京事務所からのお知らせ】

ジェトロ・北京事務所は、「3 年不使用登録商標取消申請手続の改正」と題する記事を作成しました。

本記事は、5 月 26 日に国家知識産権局（CNIPA）が公表した「3 年不使用登録商標取消申請手続の改正」を紹介するものです。

○【北京発中国 IP 情報】「3 年不使用登録商標取消申請手続の改正」を発表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250528-2.pdf

◆お問い合わせ先

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「CNIPA、専利転化運用特別行動の加速実施に向けた通知を発表」と題する記事を作成しました。

本記事は、5 月 21 日に国家知識産権局（CNIPA）が公表した「専利転化運用を深く推進するための特別行動の長期的かつ効果的なメカニズムの形成の加速に関する通知」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA、専利転化運用特別行動の加速実施に向けた通知を発表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250528.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 「山東省専利条例」改正案が意見募集中 特許保護強化へ罰則規定を新設（中国保護知識産権網 2025 年 5 月 27 日）

○ 中央政府の動き

1. 中央 4 部門が企業連携促進へ 2025 年「百場万企」活動始動(中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 28 日)
2. 第 18 回五庁長官会合が中国・天津市で開幕(中国保護知識産権網 2025 年 5 月 27 日)
3. 中国、特色ある現代企業制度改革を推進 イノベーション促進へ(中国政府網 2025 年 5 月 26 日)
4. 国家知識産権局、特許転化活用の長期的仕組み構築に向けた通知を発表(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 5 月 21 日)
5. 国家市場監督管理総局が「内巻き式競争」にメス 過当競争の是正に向け 10 対策(国家市場監督管理総局公式サイト 2025 年 5 月 19 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 江蘇省が 2025 年版ビジネス環境改善計画を発表、知財保護と活用を強化(国家知識産権網 2025 年 5 月 27 日)
2. 浙江省、AI 分野の知財保護を強化 27 項目の支援策を発表(国家知識産権網 2025 年 5 月 23 日)
3. 寧波市、重大経済・科学技術活動の知財分析を制度化 7 月 1 日から施行(国家知識産権戦略網 2025 年 5 月 23 日)

○ 司法関連の動き

1. データの無断転用に司法の判断 福建高裁が不正競争行為に 212 万元の賠償命令(中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 29 日)
2. 域外商標を悪用した不正競争、被告に 50 万元の賠償命令(中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 22 日)
3. 杭州市検察院、知的財産権保護の取り組みを発表 8 件の典型事例を公表(最高人民検察院公式サイト 2025 年 5 月 19 日)
4. 広東高級法院、AI に関する知財司法保護の意見発表 国内裁判所で初(広東法院網 2025 年 4 月 25 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 浙江省公安、「知財警官」で知的財産保護を強化 国家典型事例に(国家知識産権網 2025 年 5 月 21 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 上海バンバンロボティクス、WIPO グローバル・アワード 2025 の最終候補に選出(上海市知識産権局公式サイト 2025 年 5 月 23 日)
2. 広州慕恩バイオテクノロジー、WIPO グローバル・アワード 2025 のトップ 30 に選出(広州市市場监督管理局公式サイト 2025 年 5 月 23 日)

○ 統計関連

1. 天津市、PCT 出願 3294 件 費用リスクを保険で軽減(中国保護知識産権網 2025 年 5 月 28 日)
2. 衛星ナビゲーション特許出願が 12.9 万件を突破 産業規模は 5758 億元に成長(中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 28 日)
3. 「バイエリア標準」が累計 235 件に グレーターバイエリアでの「ソフト連携」を推進(中国政府網 2025 年 5 月 22 日)

○ その他知財関連

1. 中国、特許代理業務の禁止行為 20 項目を公表 業界規範化へ新指針(中華全国専利代理師協会公式サイト 2025 年 5 月 15 日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 「山東省専利条例」改正案が意見募集中 特許保護強化へ罰則規定を新設★★★

山東省第 14 期人民代表大会常務委員会は 5 月 20 日、第 15 回会議を開催し、「山東省専利条例（改正草案）」の初審議を行った。同草案は現在、一般社会からの意見と提案を募集している。

改正草案は全 6 章 53 条で構成され、知的財産権の「包括的保護」を中心に章構成が最適化されている。また、新技術や新産業、新業態、新ビジネスモデルにおける特許の創造と保護を強化する規定が追加され、人工知能（AI）の活用を促進する条項も盛り込まれている。

さらに、特許保護における「手続き期間の長期化」「コストの高さ」「効果の不十分さ」といった課題に対応するため、改正草案では市場秩序を乱す意図的な特許侵害行為への規制を強化している。特に、▽特許侵害行為への幫助、▽繰り返し侵害行為、▽展示会における侵害裁定不履行といった 3 種類の違法行為に対して新たに行政処罰が設けられ、最高 10 万元（1 元は約 20.3 円）の罰金が科される可能性がある。

意見の提出は、電子メール（fagongwei@126.com）または郵送（〒250011 山東省済南市歷下区院前街 1 号 山東省人民代表大会常務委員会法制工作委员会）で受け付けており、締め切りは 2025 年 6 月 22 日である。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 5 月 27 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202505/1991790.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 中央4部門が企業連携促進へ 2025年「百場万企」活動始動★★★

国家知識産権局（CNIPA）、工業情報化部、国務院国有資産監督管理委員会、全国工商業連合会はこのほど、2025年「百場万企」活動を正式に開始した。大企業と中小企業の連携を深め、産業全体の競争力を高めることを目的としている。

この活動では、中央企業、民間企業、中小企業が一堂に会し、産業チェーンに基づく分野別マッチングイベントが開催される。さらに、地域ごとに特色ある形式でイベントが行われ、各分野の専門性に応じた取り組みが展開される予定である。

知的財産分野においては、各地の知財関連機関や中小企業支援部門が協力し、特定分野に注力したイベントを計画している。具体的には、産業団地や業界団体、専門機関が参加し、大学や研究機関が保有する特許を実用化するためのマッチングイベントを実施する。この取り組みにより、中小企業の成長を促進し、特許の産業化を基盤としたモデル企業を育成することが目指されている。

また、活動の効果を高めるため、各地の関連部門は大学、研究機関、知財サービス機関、業界団体、投融資機関などを招き、企業のニーズに応じた特許発表会やロードショー、資金調達のマッチングイベントを実施する計画である。これらの取り組みを通じて、中小企業の競争力向上と持続可能な発展が期待されている。

（出典：中国知識産権资讯网 2025年5月28日）

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142480

★★★2. 第18回五庁長官会合が中国・天津市で開幕★★★

5月27日、知的財産を活用したイノベーション主体の支援をテーマとする国際会議と、第18回五庁（IP5）長官会合が天津市で開幕した。会議のテーマは「知的財産によるビジネス環境の改善とイノベーション主体への支援」であり、参加各庁は主要課題について意見を交わし、産業発展とイノベーションを支える知的財産サービスの在り方について議論した。

IP5は、日米欧中韓の特許庁が参加する国際協力枠組みであり、世界の特許出願の約80%、PCT出願の約95%の審査を担当している。この枠組みは2007年にアメリカ・ハワイで初めての会合が開かれ、その後、毎年持ち回りで開催されている。

今回の会合は天津市で初めて開催されるもので、会期は5月27日から29日までとなっている。期間中には、IP5長官会合に加え、ユーザー会合や業界関係者による非公開ミーティング、現地の文化施設の視察など、多岐にわたるプログラムが予定されている。

（出典：中国保護知識産権網 2025年5月27日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202505/1991786.html>

★★★3. 中国、特色ある現代企業制度改革を推進 イノベーション促進へ★★★

中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁は 25 日、「中国の特色ある現代企業制度の整備に関する意見」を共同で発表した。「意見」は、新時代における企業制度改革の基本方針を体系的に示すものであり、8 章 19 条からなる具体的な施策を打ち出している。企業のガバナンス構造の改善、科学的管理能力の向上、イノベーション促進のための制度整備などを通じて、企業の活力を引き出し、より強靱で競争力のある現代企業の育成を目指す内容となっている。

特に企業のイノベーション促進に関しては、組織形態の革新、資源配分効率の向上、インセンティブメカニズムの設計という三つの側面から具体的な取り組みを提案している。その一環として、企業が新型の研究開発機関や技術移転サービス機関を導入または共同設立し、産学連携による協同イノベーションの推進を奨励している。また、大企業が中小・零細企業に対し技術資源を開放し、技術支援や成果転化を支援する取り組みを強化するよう促している。

さらに、企業の競争力向上に向けて、中長期的な価値創造を重視し、効果的なインセンティブの設計と実施を推進している。特に、条件が整った企業には、知的財産権の運用機関を設立し、知財活用を通じた価値創出を図ることを奨励している。これらの施策により、中国企業の競争力を高め、持続可能な成長を実現することが期待されている。

(出典：中国政府網 2025 年 5 月 26 日)

https://www.gov.cn/zhengce/202505/content_7025304.htm

★★★4. 国家知識産権局、特許転化活用の長期的仕組み構築に向けた通知を発表★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) はこのほど、「特許転化活用推進の特別行動を深化させ、長期的なメカニズム形成を加速するための通知」を発表した。この通知では、これまでに効果が確認された経験を基盤とし、特許転化活用のエコシステム構築を加速させるとともに、特許転化活用を促進する一連の長期的仕組みを構築するよう求めている。

2025 年は「特許転化活用 3 か年行動計画」の最終年である。特別行動の目標を高品質で達成するため、同通知では 4 つの重点任務と 15 の具体措置を打ち出した。内容は特許の有効活用の推進、競争優位性の向上、政策誘導の強化、長期的仕組みの構築といった 4 つの側面にわたる。担当部署を明確化し責任を徹底することで、特別行動の深化を図り、年末までに予期される成果を得ることを目指す。

特に長期的仕組みの構築に向け、同通知は具体的な方策を提示している。各地域において特許の等級別・分類別の動的管理仕組みを整備・充実させ、大学や研究機関に対し特許情報管理システムの整備を求める。さらに、大学や研究機関に対し、従来の「一括買取」方式を突破し、前払いゼロの「後払い」モデルやロイヤルティ払い、分割・成功報酬型の支払い方法を採用するよう奨励することで、より多くの中小企業が効率的かつ低コストで特許技術を利用できるようにする。また各地域において専門性の高い知的財産サービス機関を育成し、特許転化活用の効率向上を支える基盤を固めるよう求めている。

(出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 5 月 21 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/dnnLKulgT36X_mPLZmbTUw

★★★5. 国家市場監督管理総局が「内巻き式競争」にメス 過当競争の是正に向け 10 対策★★★

今年の「政府活動報告」は、地方保護主義や市場の分断を打破し、市場参入・退出および生産要素の配分における経済循環の阻害要因を解消し、「内巻き式」と呼ばれる無秩序な過当競争の是正に言及し、全国統一大市場の構築を目指すことが明記されていた。これを受け、国家市場監督管理総局（SAMR）はこのほど、公正な市場競争秩序の維持を目的とした 10 項目の対策を発表した。

対策の柱の一つは、知財侵害や偽造品の製造・販売といった違法行為への厳格な取り締まりである。特に EC 分野では、オンライン販売製品の品質に焦点を当てた 3 年間の特別行動を展開し、偽ブランド品や粗悪品の一掃に注力する方針だ。さらに、インターネット上での知財侵害行為の取り締まりを強化し、ネット販売やライブコマースにおける偽造品販売行為を厳しく追及する方針だ。電子商取引プラットフォーム運営者およびプラットフォーム内事業者には、「通知—削除—公示」の義務を徹底させる。また、偽造認証コードや偽造検証サイトといった全サプライチェーンを標的とする取り締まりを進め、地域を越えた合同捜査を推進して実効性の高い法執行を確保する。営業秘密や商標、企業信用の侵害行為についても厳しい対応をとる。

さらに、「内巻き式」競争を是正するため、信用手段を活用する取り組みが強化される。重大な違法行為を行った企業は、市場監督管理の「重大違法信用喪失リスト」に登録され、全国信用情報共有プラットフォームを通じて他機関と情報が共有される。

加えて、企業の公正競争に向けたコンプライアンス能力の向上も重要な課題として位置付けられている。政府と企業の対話の場を拡充させ、企業の意見反映のルートが整備されるほか、企業が直面する課題を解決するための具体的な支援が強化される見通しである。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025 年 5 月 19 日）

https://www.samr.gov.cn/xw/tp/art/2025/art_375593307e87402c96243bee355debff.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 江蘇省が 2025 年版ビジネス環境改善計画を発表、知財保護と活用を強化★★★

江蘇省政府はこのほど、「江蘇省ビジネス環境最適化行動計画（2025 年版）」（以下「計画」）を発表した。市場化、法治化、国際化された一流のビジネス環境の構築に向けた取り組みを進める中で、特許権侵害紛争の行政裁定や知的財産公共サービス、特許技術の転化・活用など、複数の重点課題と具体的な行動指針が盛り込まれた。

計画では、公正で透明な法治環境の整備を加速するため、特許権侵害紛争の行政裁定の規範化を重点課題の一つとして位置付けた。簡易案件の迅速処理や複雑案件の精密審理など、審理方式の最適化を図りつつ、申請窓口の利便性向上を推進する方針だ。

また、市場競争の促進と技術成果の実用化を目指し、知的財産公共サービスの提供を中小企業の支援と結び付ける施策を打ち出している。具体的には、省レベルの公共サービス拠点の市町村や産業団地への展開を推進するとともに、重点産業に特化した特許ポートフォリオやパテントプールの構築・

運営を支援し、中小企業における特許技術の実用化を促進する計画である。

省知識産権局は今後、これらの重点課題に注力しつつ、知的財産制度が国内のイノベーション促進と対外開放の拡大に果たす役割をさらに発揮させる方針である。これにより、企業や研究機関を含む多様な主体が持つ創造力と活力を最大限に引き出すことを目指す。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 27 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/27/art_57_199837.html

★★★2. 浙江省、AI 分野の知財保護を強化 27 項目の支援策を発表★★★

浙江省政府はこのほど、「人工知能の革新と発展を支援する若干の措置」（以下「若干措置」）を発表し、AI 産業の高度化を目指した具体的な支援策を打ち出した。この「若干措置」は、1 兆元(1 元は約 20.3 円)規模の産業エコシステムの構築を目標とし、6 分野 27 項目にわたる政策が示されている。その中でも、知的財産保護の強化に関する取り組みが重要な柱として位置づけられている。

まず、AI 企業の国内外における商標登録を支援するため、マドリッド商標登録制度の活用を促進し、企業の商標のグローバル展開を加速させる方針を示している。

また、生成 AI をはじめとする「大規模言語モデル」に対しては、知財侵害のリスクを事前に分析・警告する体制の整備を進めるとともに、「特許＋営業秘密」の多層的保護戦略を導入し、知財を活用した競争力の向上を図るとしている。

さらに、浙江省は「大規模言語モデル」に関する最先端の知的財産保護戦略についての専門的研究を推進し、AI 技術の発展を「技術主導」から「ルール主導」へと移行させる取り組みを進める考えを示している。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 23 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/23/art_57_199838.html

★★★3. 寧波市、重大経済・科学技術活動の知財分析を制度化 7 月 1 日から施行★★★

浙江省寧波市がこのほど、重大な経済・科学技術活動における知的財産の分析・評価に関する制度「寧波市重大経済科技活動知的財産分析評議弁法」を公布した。市の政府令として発表され、7 月 1 日より施行される。

この制度は、知的財産の分析評価を政策決定支援の手段として位置づけるとともに、制度の革新性と実務に即した柔軟性の両立を目指している。財政資金や国有資本が投入される大型の政府投資、重要な自主イノベーション活動およびその成果の実用化など、五つの類型の経済・技術プロジェクトが知財分析評価の対象とされている。

また、各担当部署の役割を明確化した上で、実務指針の強化も図り、分析評価の手法、実施体制、リスト管理などについて具体的に定めている。

さらに、分析評価結果の活用についても規定が設けられており、報告書で知財リスクや悪影響の可能性が指摘された場合には、リスク回避・軽減策を提示することとされている。主管部門は報告書に基づいて計画を見直し、意思決定を最適化することで、知財リスクの未然防止に努めるよう求められ

ている。

(出典：国家知識産権戦略網 2025 年 5 月 23 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=56271>

○ 司法関連の動き

★★★1. データの無断転用に司法の判断 福建高裁が不正競争行為に 212 万元の賠償命令★★★

福建省高级人民法院（福建高裁）はこのほど、データ無断転用を巡る不正競争訴訟において二審判決を下した。一審判決を支持し、被告企業 3 社に対し原告企業への総額 212 万元（1 元は約 20.3 円）の賠償支払いを命じた。本件は、加工済みデータ集合体に対する法的保護を初めて明確化した判断として注目されている。

原告の上海有色網信息科技有限公司（上海有色網）は、2009 年より独自のアルゴリズムを用いて金属取引データを分析し、業界標準とされる「SMM 価格」を有料会員向けに提供してきた。一方、被告である長某公司とその関連企業は、このデータと酷似した価格情報を複数のプラットフォームで公開し、収益を得ていた。上海有色網はこれを「データの無断転用」として 1897 万元以上の損害賠償を求めて提訴したが、被告側は「公開情報の正当な利用」と主張していた。

一審では、SMM 価格データが独自の加工を経て形成されたものであり、独立した財産的価値を持つことが認定された。その商業的価値の高さから、反不正当竞争法の保護対象に該当すると判断された。被告側はデータの出所を説明する証拠を提出できず、誤ったデータ生成に関する合理的な説明も行えなかったことから、不正競争行為と認定され、212 万元の賠償が命じられた。

両者ともこの判決を不服として上訴したが、福建高裁は二審で一審判決の事実認定と法解釈が正当であると判断し、双方の上訴を退けた。

この司法判断は、デジタル経済時代における新たな権利保護の課題に応えるものであり、類似の案件を審理する全国の裁判所にとって重要な参考となる。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 29 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142492

★★★2. 域外商標を悪用した不正競争、被告に 50 万元の賠償命令★★★

上海知識産権法院（知財裁判所）はこのほど、香港企業による EU 商標の悪用が大陸部企業に損害を与えた不正競争訴訟の二審判決を言い渡し、被告側に計 50 万元（1 元は約 20.3 円）の賠償を命じる原判決を支持した。本件は「域外商標の悪意ある登録を中国反不正当竞争法で規制した初の典型的事例」として注目を集めている。

原告の某器科技公司（2016 年設立）は、防塵マスクに「図形+DOC」商標を使用し、欧州を中心に販売実績を積み重ねてきた。しかし 2020 年、取引関係にあった蔣某が香港で会社を設立し、EU において「DOC+Care」商標を出願。2021 年には第 10 類（医療用防護マスク等）での登録を取得した。その後、被告は 2021 年からアリババ国際サイトへの苦情申立てやドイツ販売代理店への警告状送付を繰り返し、原告企業の輸出業務に重大な支障を引き起こした。

裁判所は審理を通じ、被告が取引過程で原告商標の先行使用を認識していた事実を認定。さらに、EU 商標登録行為そのものが中国・EU 双方の法制度下で「悪意ある先取り登録」に該当すると判断した。裁判所は、知的財産権の属地主義を認めつつも、大陸部企業を狙った権利濫用行為については国内法の適用が可能であるとし、反不正競争法第 2 条（誠実信用原則）に違反していると結論付けた。

本判決は、国境を越えた商標の不正登録行為に対する法的責任を明確化した重要な判例である。二審の担当裁判長は、「国内企業は国際的な商標戦略を強化し、特に販売チャネルにおける商標権の帰属を明確化すべきだ」と呼びかけている。さらに、「販売業者や第三者は、域外登録によって国内法の規制を回避する行為を慎み、知的財産権の濫用を戒めるべきである」と警鐘を鳴らした。

（出典：中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 22 日）

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142440

★★★3. 杭州市検察院、知的財産権保護の取り組みを発表 8 件の典型事例を公表★★★

杭州の検察機関が、知的財産権保護を通じて地域のイノベーションと産業発展を力強く支える取り組みを展開している。近日、杭州市政府新聞弁公室は市場監督管理局（市知識産権局）、中級人民法院、検察院、公安局と共同で「国家知的財産権保護モデル地区創設」に向けた記者会見を開催し、検察機関の最新の取り組みを発表した。

会見では、杭州市検察院が知的財産権保護の強化と科学技術イノベーションの促進に向けた取り組みを報告し、8 件の典型事例を公表した。また、2024 年度版の「杭州市知的財産権検察活動白書」を発表するとともに、関連部門と連携して「知的財産権侵害技術鑑定における部門間協力覚書」に調印した。

2024 年、同検察院はオンラインプラットフォーム「ビジネス環境検察 e ステーション」を立ち上げたほか、主要産業プラットフォームや企業総合サービスセンター内に知的財産権検察連絡所を設置した。これにより、企業が知的財産権保護に関する法的支援を受けるためのアクセスが大幅に向上し、迅速かつ効果的な支援体制が構築されている。

（出典：最高人民検察院公式サイト 2025 年 5 月 19 日）

https://www.spp.gov.cn/dfjcdt/202505/t20250519_696106.shtml

★★★4. 広東高級法院、AI に関する知財司法保護の意見発表 国内裁判所で初★★★

広東省高級人民法院（高裁）はこのほど、人工知能（AI）分野における知的財産権の司法保護を強化するための政策文書「人工知能科学技術の革新と産業発展を促進する高品質な知的財産審理業務に関する意見」（以下「意見」）を発表した。これは、中国国内の裁判所として初めて AI 分野に特化した知財保護の司法政策であり、現行法制度の枠組みを活用して AI 技術の革新と権利保護のバランスを図る実践的な方針を示したものである。

「意見」は、知的財産権に関する訴訟の審理を通じて、科学技術の革新と産業発展のニーズを統合し、技術革新、産業発展、法治環境という三つの要素が相互に補完し合う保護メカニズムの構築を目指している。この取り組みにより、AI 関連企業に対して安定性、透明性、予見可能性のある法治環境

を提供し、広東省が世界的な AI とロボット産業のイノベーション拠点となることを後押しする狙いである。

「意見」は全 24 条から成り、高品質な知財裁判を通じて AI 関連の研究開発や産業発展を支援することを主な柱としている。特に、技術革新の成果保護、公正な競争の促進、司法ガバナンス体制の整備に重点を置いている。また、アルゴリズムモデル、オープンソースライセンス、データ要素、生成コンテンツなど、AI 技術の開発や実用化、応用の場面、さらには市場競争に至るまでの全プロセスを対象とした司法保護メカニズムの構築を掲げている。

これにより、広東省は AI 分野における研究開発と産業発展を支える持続可能かつ実効性のある法的支援を提供することを目指している。

(出典：広東法院網 2025 年 4 月 25 日)

https://www.gdcourts.gov.cn/xwzx/gdxwfb/content/post_1843334.html

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 浙江省公安、「知財警官」で知的財産保護を強化 国家典型事例に★★★

浙江省公安機関（警察）は近年、「浙江知財警官」モデルの構築を突破口として、知的財産の刑事保護体制の強化に注力してきた。この取り組みが評価され、関連する経験と施策が「知的財産強国建設」の第 3 弾先進事例として選出された。

同省公安庁は、企業が自主的に知的財産を守れるよう、特に侵害リスクの高い企業を重点対象にリスト化している。「企業ごとに個別対策」「業種ごとに専用プラン」「地域ごとに最適な防御策」という方針で、多層的な保護体制を構築した。具体的には、専門トレーニングを受けた 200 名の「知財警官」が企業を訪問し、業界ごとのリスク分析やコンプライアンス指導を行っている。この取り組みにより、▽リスクの早期発見（重要手がかり 352 件、関係者 1500 名以上を特定、営業秘密侵害の未然防止 50 件以上）、▽知的財産犯罪の効率的な摘発、▽ビジネス環境のさらなる最適化（同種事件が 40%減少）といった成果が上がっているという。

今後の方針について、同庁の担当者は『浙江知財警官』の活動をさらに充実させ、企業の実情に合わせたきめ細かい支援を強化する」と述べた。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 21 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/21/art_55_199768.html

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 上海バンバンロボティクス、WIPO グローバル・アワード 2025 の最終候補に選出★★★

世界知的所有権機関（WIPO）は、「WIPO グローバル・アワード 2025」の最終候補企業 30 社を発表した。その中で、上海バンバンロボティクス（Shanghai Bangbang Robotics）が選出され、中国からは同社を含む 6 社がファイナリスト入りを果たした。今年のアワードには世界 95 カ国から 780 社が応募しており、最終的な受賞企業は 7 月 11 日、ジュネーブの WIPO 本部で開催される加盟国総会で発

表される予定である。

上海バンバンロボティクスは 2016 年に設立された高い技術力を誇る企業で、設計、研究開発、生産、販売を一体化して事業を展開している。同社の理念は、「支援を必要とする人々が自立した日常生活を取り戻せるようにすること」である。この理念に基づき、同社は折り畳み可能なスマート電動車椅子を開発し、高齢者や障害を持つ人々の移動の利便性を大幅に向上させる製品を提供している。

さらに、アメリカ、イギリス、欧州連合（EU）、日本、韓国などで知的財産権を出願し、国際的な事業展開を進めている。現在、同社は 270 件以上の知的財産権を保有または出願中であり、そのうち海外での知的財産権は 50 件以上に及ぶ。また、80 件以上の商標も保有している。

これまでの実績が評価され、同社は「上海市特許活動モデル企業」「上海市専精特新中小企業」「国家級ハイテク企業」などにも認定されている。

（出典：上海市知識産権局公式サイト 2025 年 5 月 23 日）

<https://sipa.sh.gov.cn/gzdt/20250523/fe6c6d892a40423e85a9b32508021c61.html>

★★★2. 広州慕恩バイオテクノロジー、WIPO グローバル・アワード 2025 のトップ 30 に選出★★★

世界知的所有権機関（WIPO）が主催する「WIPO グローバル・アワード 2025」の最終候補 30 社に、広州市に拠点を置く慕恩バイオテクノロジー有限公司が選出された。このアワードには世界 95 カ国から 780 社が応募しており、同社は中国企業として選出された 6 社のうちの一つである。

慕恩バイオテクノロジーは、合成生物学と微生物多様性を活用し、植物の成長促進・土壌改良・化学肥料削減を実現する微生物由来のバイオ肥料を開発している。同社は知的財産保護において、微生物株の選定から生産工程、商業利用に至るまでの全過程を包括する保護体制を構築している。また、「基礎研究→開発→産業化」という特許戦略により、コア技術のグローバル展開を推進している。具体的な知的財産実績として、微生物ハイスループットスクリーニングや合成生物学プラットフォーム構築などの重要技術を中心に、世界で 209 件の特許を出願し、うち PCT 国際出願が 23 件。

同社は中国を代表するバイオテクノロジー企業として、粤港澳大湾区（グレートベイエリア）の「バイオテクノロジー革新企業トップ 50」や「最も投資価値のある企業 50」に複数回選出。さらに「国家ハイテク企業」「広東省知的財産モデル企業」に認定され、「高価値特許戦略育成センター」にも選ばれた。

（出典：広州市市場监督管理局公式サイト 2025 年 5 月 23 日）

https://sc.jgj.gz.gov.cn/zwdt/gzdt/content/post_10278358.html

○ 統計関連

★★★1. 天津市、PCT 出願 3294 件 費用リスクを保険で軽減★★★

5 月 27 日、知的財産を活用したイノベーション支援をテーマとした国際会議と IP5 長官会合が中国・天津市で開催された。会場での発表によると、同市の PCT（特許協力条約）出願件数は今年 4 月末時点で累計 3294 件に達している。

天津市では、現地企業の海外特許戦略を後押しすべく、国際出願に伴う費用負担を軽減する各種支

援策を展開している。その一環として、市知識産権局は損害保険大手の中国人民財産保険（PICC）と連携し、PCT 出願が認められなかった場合に前払費用の 90%を補償する「特許海外進出損失保険」などの保険商品を開発した。特に海外売上比率の高い地元企業からは「コスト負担が大幅に軽減された」といった評価の声が寄せられている。

市知識産権局は今後、PCT 出願に関する研修の実施や、重点的なイノベーション企業に対する個別支援を強化し、知財による国際競争力の向上を引き続き支援していく方針である。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 5 月 28 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/tj/202505/1991807.html>

★★★2. 衛星ナビゲーション特許出願が 12.9 万件を突破 産業規模は 5758 億元に成長★★★

中国のナビゲーションの業界団体である中国衛星導航定位協会はこのほど、「2025 年中国衛星ナビゲーション・位置情報サービス産業発展白書」を発表した。それによると、昨年末時点で中国における衛星ナビゲーション関連の特許と実用新案の出願件数は累計で 12 万 9000 件を超え、技術革新の活発さがうかがえる。

同白書ではまた、2024 年の衛星ナビゲーションおよび位置情報サービス産業の総産業規模が 5758 億元（1 元は約 20.3 円）に達し、前年から 7.39%の成長を遂げたことも明らかにされた。

産業の内訳としては、チップや端末機器、アルゴリズム、ソフトウェア、インフラなど、技術開発と直接関連する「中核産業」が 1699 億元（全体の 29.51%）で、前年比 5.46%の伸びを記録。一方、衛星ナビゲーションの応用・サービスにより派生した「関連産業」は 4059 億元（全体の 70.49%）に達し、前年比 8.21%と大きな成長を示している。

（出典：中国知識産権资讯网 2025 年 5 月 28 日）

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142481

★★★3. 「バイエリア標準」が累計 235 件に グレーターバイエリアでの「ソフト連携」を推進★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は 5 月 21 日、広州市で開催された「バイエリア標準」に関する記者会見において、粵港澳大湾区（グレーターバイエリア）における共通実施標準「バイエリア標準」の累計発表件数が 235 件に達したことを明らかにした。これまでに 3563 機関（延べ数）が策定に関与し、バイエリア標準の採用を表明した企業・機関数は 6827 に上っている。

「バイエリア標準」（正式名称：粵港澳大湾区共通実施標準）は、グレーターバイエリアの関係機関が合意のもとで共同策定したもので、国際標準、国家標準、業界標準、地方標準、団体標準などを含む各種技術基準で構成される。これらの標準はリスト形式で公表されており、現在は交通、医療、食品、介護、保育、気象、飲食、文化など幅広い分野を対象としている。

SAMR と広東省政府が 2020 年に「グレーターバイエリア標準化研究センターの共同整備に関する戦略的協力枠組協定」を締結し、「広東・香港・マカオ共通のバイエリア標準」を構築する方針を打ち出した。バイエリア標準の推進はこの 5 年間で、インフラ整備、民生サービス、文化交流といった分

野において域内の「ソフト連携」を加速させる成果を上げている。

(出典：中国政府網 2025 年 5 月 22 日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202505/content_7024790.htm

○ その他知財関連

★★★1. 中国、特許代理業務の禁止行為 20 項目を公表 業界規範化へ新指針★★★

中華全国専利代理師（弁理士）協会（ACPAA）はこのほど、公式ウェブサイトで「専利代理業務における禁止行為リスト」を公表し、各特許代理機関に通知した。同リストは、特許代理業界の規範を明確化するためのツールとして位置づけられ、禁止される行為を具体的に列挙することで、代理機関や従事者が迅速に業界の規制を理解し、遵守すべき最低限の行動基準を示すことを目的としている。また、イノベーション主体や一般社会が、規定に基づいて代理機関を監督する際の判断材料としても活用される。

リストでは全部で 20 項目の禁止行為が定められており、大きく三つの分野に分けられる。まず、代理業務の合法性に関しては、不正な特許出願の代行や委託者の権益を著しく損なう行為などが禁止される。次に、営業競争行為の規範化に関しては、虚偽の宣伝、詐欺や誹謗中傷、悪意ある低価格競争、審査や管理を担当する職員への賄賂や利益供与といった不正競争行為が挙げられている。さらに、代理機関の内部管理に関しては、善管注意義務の不履行や守秘義務違反、利益相反審査や署名責任の怠り、関係者の違法雇用などが禁止事項として明記されている。

同協会は今回のリスト公表により、業界全体での規範遵守と健全な発展を促し、特許制度の信頼性向上に寄与したいとしている。

(出典：中華全国専利代理師協会公式サイト 2025 年 5 月 15 日)

<http://www.acpaa.cn/article/content/202505/6696/1.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved